○国土交通省告示第千三百八十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年十一月二十五日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　登録番号

国土交通大臣　23

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人住宅金融普及協会

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	岡部　稔
変更後	―

(2)　変更年月日

平成二十二年九月一日

○国土交通省告示第千三百九十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年十一月二十五日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　登録番号

国土交通大臣　36

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

アウェイ建築評価ネット株式会社

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	―
変更後	田家　隆、高橋　伸一

(2)　変更年月日

平成二十二年九月十六日

○国土交通省告示第千三百九十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年十一月二十五日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　登録番号

国土交通大臣　37

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社確認サービス

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	―
変更後	山口　治男

(2)　変更年月日

平成二十二年九月十七日

○国土交通省告示第千三百九十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価の業務を行う事務所の所在地等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年十一月二十五日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　登録番号

国土交通大臣　12

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社住宅検査保証協会

三(1)　評価の業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	宮城県仙台市青葉区本町二丁目十番三十三号
変更後	―

(2)　変更年月日

平成二十二年十月一日

四(1)　評価の業務を行う区域の変更

変更前	宮城県、青森県、秋田県、岩手県、山形県、福島県
変更後	―

(2)　変更年月日

平成二十二年十月一日

○国土交通省告示第千三百九十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年十一月二十五日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　登録番号

国土交通大臣　21

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

ビューローベリタスジャパン株式会社

三(1)　評価の業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	―
変更後	兵庫県神戸市中央区三宮町一丁目一番一号、大阪府大阪市中央区北浜三丁目二番二十三号、大阪府堺市堺区新町四番七号、兵庫県姫路市栗山町百五十一番地二

(2)　変更年月日

平成二十二年十月一日